

# 資料編

## 目 次

資料 - 1	鳥羽市国民保護協議会条例、鳥羽市国民保護対策本部及び鳥羽市緊急対処事態対策本部条例 .....	1
資料 - 2	鳥羽市国民保護協議会構成員.....	3
資料 - 3	関係機関の連絡先 .....	4
資料 - 4	鳥羽市 地区別人口・高齢者数.....	7
資料 - 5	鳥羽市地区別・町別・男女別・年齢別人口及び世帯数 .....	8
資料 - 6	鳥羽市昼間人口及び夜間人口の推移.....	13
資料 - 7	鳥羽市在住外国人数.....	14
資料 - 8	観光客数及び宿泊者数の推移.....	15
資料 - 9	離島交流人口数推計.....	16
資料 - 10	観光交通量調査.....	17
資料 - 11	年次別観光客数調べ(交通機関) .....	18
資料 - 12	国民保護法に基づく避難施設一覧 .....	19
資料 - 13	要援護施設（病床数） .....	20
資料 - 14	大規模集客施設.....	21
資料 - 15	市保有定期船.....	22
資料 - 16	備蓄等物質 .....	23
資料 - 17	臨時着陸場（ヘリポート） .....	24
資料 - 18	鳥羽市危機対策本部マニュアル.....	25

資料 - 1 鳥羽市国民保護協議会条例、鳥羽市国民保護対策本部及び鳥羽市緊急対処事態対策本部条例

鳥羽市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、鳥羽市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

3 委員は25人以内とし、市長が任命する。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じてその都度専門委員を置くものとする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌する事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の議事その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 鳥羽市国民保護対策本部及び鳥羽市緊急対処事態対策本部条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、鳥羽市国民保護対策本部及び鳥羽市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第4条 本部長は、必要に応じ、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地対策本部)

第5条 現地対策本部（法第28条第8項に規定する現地対策本部をいう。以下同じ。）に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、鳥羽市緊急対処事態対策本部について準用する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 - 2 鳥羽市国民保護協議会構成員

No.	構成員	役 職 名
1	会長	鳥羽市長
2	委員	陸上自衛隊第 33 普通科連隊重迫撃砲中隊長
3	委員	鳥羽海上保安部長
4	委員	伊勢県民センター所長
5	委員	志摩建設事務所長
6	委員	伊勢農林水産商工環境事務所農村基盤室志摩基盤整備課長
7	委員	鳥羽警察署長
8	委員	鳥羽郵便局長
9	委員	西日本電信電話（株）三重支店災害対策室長
10	委員	中部電力（株）伊勢営業所長
11	委員	近畿日本鉄道（株）鳥羽駅長
12	委員	鳥羽商工会議所会頭
13	委員	鳥羽市自治会連合会長
14	委員	鳥羽市婦人連絡協議会長
15	委員	鳥羽市人権擁護委員
16	委員	鳥羽市消防団長
17	委員	鳥羽市助役
18	委員	鳥羽市教育長
19	委員	鳥羽市総務課長
20	委員	鳥羽市商工観光課長
21	委員	鳥羽市建設課長
22	委員	鳥羽市社会福祉事務所長
23	委員	鳥羽市水道課長
24	委員	鳥羽市教育委員会総務課長
25	委員	鳥羽市消防長

## 資料 - 3 関係機関の連絡先

## 【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
陸上自衛隊 第 33 普通科連 隊		津市久居新町 975	059-255-3133 059-255-3133	県 防 災 無 線(地・衛)・ Fax
鳥羽海上保安 部	警備救難課	鳥羽市鳥羽一丁目 2383-28	0599-25-0118 0599-26-4998	県 防 災 無 線(地)・ Fax
鳥羽郵便局	総務課	鳥羽市鳥羽四丁目 1-8	0599-25-5246 0599-26-3925	
津地方気象台	防災業務課	津市島崎町 327-2	059-228-6818 059-228-8484	県 防 災 無 線(地・衛)・ Fax

## 【関係県機関（県警察含む）】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
三重県	危機管理 総務室	津市広明町 13	059-224-2186 059-224-2199 kikisomu@pref.mie.jp	県 防 災 無 線(地・衛)・ Fax
三重県伊勢県 民センター	地域・防災室	伊勢市勢田町 622	0596-27-5115 0596-27-5251 ikenmin@pref.mie.jp	県 防 災 無 線(地・衛)・ Fax
三重県志摩建 設事務所	総務・管理・ 建築室 (総務課)	志摩市阿児町鷓方川向井 3098-9	0599-43-5125 0599-43-1353 skenset@pref.mie.jp	県 防 災 無 線(地・衛) ・Fax
三重県伊勢農 林水産商工環 境事務所	農村基盤室 (志摩基盤整 備課)	伊勢市勢田町 622	0599-43-5121 0599-43-1330 inokan@pref.mie.jp	県 防 災 無 線(地・衛) ・Fax
鳥羽警察署	警備課	鳥羽市船津町 273	0599-25-0110 0599-25-0110	県 防 災 無 線(地)・ Fax

県防災無線(地・衛)とは、県防災無線(地上系・衛星系)の 2 系統、(地)とは(地上系)の 1 系統の連絡を示す。

## 【関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
NTT 西日本電信電話株式会社三重支店	設備部 災害対策室	津市丸之内 28-38	059-223-9330 059-227-6140	
日本赤十字社三重県支部		津市栄町 1- 891	059-227-4145 059-227-6245 nissekim@ztv.ne.jp	
中部電力株式会社伊勢営業所	営業課 総務グループ	伊勢市岩渕 1- 9-24	0596-23-8579 0596-23-8573	
JR 東海旅客鉄道株式会社鳥羽駅		鳥羽市鳥羽一丁目 8-13	0599-25-2066	
社団法人志摩医師会		志摩市阿児町鶴方 2548-2	0599-44-0176 0599-44-0178	
近畿日本鉄道株式会社鳥羽駅		鳥羽市鳥羽一丁目 8-13	0599-25-2126	
三重交通株式会社伊勢営業所		伊勢市神田久本町 1500	0596-25-7131 0596-28-8772	
三重県トラック協会	総務部	津市桜橋 3-53-11	059-227-6767 059-225-2095 info@santokyo.or.jp	
三重県エルピーガス協会鳥羽支部	すきや(有)	鳥羽市鳥羽一丁目 3-13	0599-25-2333 0599-25-2354	

## 【関係公共的団体】

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX メールアドレス	その他の 連絡方法
鳥羽商工会議所		鳥羽市大明東町 1-7	0599-25-2751 0599-26-4988 somu@toba.or.jp	
鳥羽市観光協会		鳥羽市大明東町 1-7		
鳥羽市観光施設連 合 会		鳥羽市鳥羽一丁目 7-1	0599-25-2028	
鳥羽磯部漁業協同組 合	総務指導・財務課	鳥羽市鳥羽四丁目 2360-16	0599-25-2328 0599-25-9080	
鳥羽志摩農業協同組 合鳥羽支店		鳥羽市岩倉町 315-1	0599-25-2902 0599-25-2811	
鳥羽市建設業会		鳥羽市大明東町 1-7		
鳥羽水道組合				
鳥羽市自治会連合会	会長			
鳥羽市婦人会連絡協 議会	会長			

## 資料 - 4 鳥羽市 地区別人口・高齢者数

(平成19年1月末日現在)

	世帯数	人 口			高齢者数 (65歳以上)	15歳以下	1世帯当 たり人員	
		計	男	女				
<b>總 合 計</b>	<b>8,420</b>	<b>23,558</b>	<b>11,219</b>	<b>12,339</b>	<b>6,297</b>	<b>2,969</b>	<b>2.80</b>	
鳥 羽 地 区	鳥羽一丁目	223	500	247	253	152	46	2.24
	鳥羽二丁目	273	509	241	268	178	37	1.86
	鳥羽三丁目	270	607	272	335	232	36	2.25
	鳥羽四丁目	225	546	243	303	198	63	2.43
	鳥羽五丁目	152	345	172	173	81	47	2.27
	小浜町	366	872	405	467	302	82	2.38
	堅神町	187	520	236	284	145	61	2.78
	池上町	579	1,214	612	602	319	132	2.10
	屋内町	143	392	180	212	76	50	2.74
	<b>鳥羽地区計</b>	<b>2,418</b>	<b>5,505</b>	<b>2,608</b>	<b>2,897</b>	<b>1,683</b>	<b>554</b>	<b>2.28</b>
加 茂 地 区	安楽島町	1,096	3,080	1,488	1,592	522	474	2.81
	高丘町	234	659	308	351	120	116	2.82
	大明東町	317	833	410	423	66	188	2.63
	大明西町	258	630	299	331	118	80	2.44
	幸丘	142	354	159	195	69	69	2.49
	船津町	302	801	393	408	168	108	2.65
	若杉町	127	263	113	150	81	19	2.07
	岩倉町	345	884	407	477	262	97	2.56
	河内町	156	456	221	235	146	36	2.92
	松尾町	288	904	430	474	214	141	3.14
	白木町	68	205	102	103	52	26	3.01
	<b>加茂地区計</b>	<b>3,333</b>	<b>9,069</b>	<b>4,330</b>	<b>4,739</b>	<b>1,818</b>	<b>1,354</b>	<b>2.72</b>
長 岡 地 区	相差町	429	1,605	782	823	408	196	3.74
	国崎町	124	437	195	242	129	53	3.52
	畔蛸町	82	291	150	141	79	28	3.55
	千賀町	33	110	53	57	38	11	3.33
	堅子町	30	74	34	40	32	6	2.47
	<b>長岡地区計</b>	<b>698</b>	<b>2,517</b>	<b>1,214</b>	<b>1,303</b>	<b>686</b>	<b>294</b>	<b>3.61</b>
鏡 浦 地 区	石鏡町	228	662	327	335	215	40	2.90
	浦村町	296	1,068	518	550	301	121	3.61
	(今浦)	108	407	206	201	113	44	3.77
	(本浦)	188	661	312	349	188	77	3.52
<b>鏡浦地区計</b>	<b>524</b>	<b>1,730</b>	<b>845</b>	<b>885</b>	<b>516</b>	<b>161</b>	<b>3.30</b>	
離 島 地 区	桃取町	266	877	416	461	312	103	3.30
	答志町	493	1,991	930	1,061	569	287	4.04
	(答志)	334	1,422	660	762	390	213	4.26
	(和具)	159	569	270	299	179	74	3.58
	菅島町	217	795	388	407	243	129	3.66
	神島町	198	491	227	264	195	46	2.48
	坂手町	273	583	261	322	275	41	2.14
<b>離島地区計</b>	<b>1,447</b>	<b>4,737</b>	<b>2,222</b>	<b>2,515</b>	<b>1,594</b>	<b>606</b>	<b>3.27</b>	

外国人登録は含みません  
鳥羽町は鳥羽二丁目に含ます

## 資料 - 5 鳥羽市地区別・町別・男女別・年齢別人口及び世帯数

(平成19年1月末現在)

## 【鳥羽地区】

鳥羽地区計 (世帯数 2,418)

階層	男	女	計
0～14歳	273	281	554
15～64歳	1,645	1,623	3,268
65歳以上	690	993	1,683
計	2,608	2,897	5,505

鳥羽一丁目 (世帯数 223)

鳥羽二丁目 (世帯数 273)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	25	21	46	0～14歳	18	19	37
15～64歳	154	148	302	15～64歳	158	136	294
65歳以上	68	84	152	65歳以上	65	113	178
計	247	253	500	計	241	268	509

鳥羽三丁目 (世帯数 270)

階層	男	女	計
0～14歳	19	17	36
15～64歳	162	177	339
65歳以上	91	141	232
計	272	335	607

鳥羽四丁目 (世帯数 225)

鳥羽五丁目 (世帯数 152)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	28	35	63	0～14歳	21	26	47
15～64歳	140	145	285	15～64歳	114	103	217
65歳以上	75	123	198	65歳以上	37	44	81
計	243	303	546	計	172	173	345

小浜町 (世帯数 366)

堅神町 (世帯数 187)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	40	42	82	0～14歳	27	34	61
15～64歳	241	247	488	15～64歳	150	164	314
65歳以上	124	178	302	65歳以上	59	86	145
計	405	467	872	計	236	284	520

池上町 (世帯数 579)

屋内町 (世帯数 143)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	69	63	132	0～14歳	26	24	50
15～64歳	403	360	763	15～64歳	123	143	266
65歳以上	140	179	319	65歳以上	31	45	76
計	612	602	1,214	計	180	212	392

## 【加茂地区】

加茂地区計 (世帯数 3,333)

階層	男	女	計
0～14歳	683	671	1,354
15～64歳	2,902	2,995	5,897
65歳以上	745	1,073	1,818
計	4,330	4,739	9,069

安楽島町 (世帯数 1,096)

高丘町 (世帯数 234)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	239	235	474	0～14歳	55	61	116
15～64歳	1,026	1,058	2,084	15～64歳	203	220	423
65歳以上	223	299	522	65歳以上	50	70	120
計	1,488	1,592	3,080	計	308	351	659

大明東町 (世帯数 317)

大明西町 (世帯数 258)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	107	81	188	0～14歳	36	44	80
15～64歳	278	301	579	15～64歳	215	217	432
65歳以上	25	41	66	65歳以上	48	70	118
計	410	423	833	計	299	331	630

幸丘 (世帯数 142)

船津町 (世帯数 302)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	26	43	69	0～14歳	48	60	108
15～64歳	104	112	216	15～64歳	272	253	525
65歳以上	29	40	69	65歳以上	73	95	168
計	159	195	354	計	393	408	801

若杉町（世帯数 127）

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	10	9	19	0～14歳	47	50	97
15～64歳	69	94	163	15～64歳	263	262	525
65歳以上	34	47	81	65歳以上	97	165	262
計	113	150	263	計	407	477	884

岩倉町（世帯数 345）

河内町（世帯数 156）

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	22	14	36	0～14歳	83	58	141
15～64歳	139	135	274	15～64歳	267	282	549
65歳以上	60	86	146	65歳以上	80	134	214
計	221	235	456	計	430	474	904

松尾町（世帯数 288）

白木町（世帯数 68）

階層	男	女	計
0～14歳	10	16	26
15～64歳	66	61	127
65歳以上	26	26	52
計	102	103	205

## 【長岡地区】

長岡地区計（世帯数 698）

階層	男	女	計
0～14歳	156	138	294
15～64歳	798	739	1,537
65歳以上	260	426	686
計	1,214	1,303	2,517

相差町（世帯数 429）

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	106	90	196	0～14歳	25	28	53
15～64歳	516	485	1,001	15～64歳	132	123	255
65歳以上	160	248	408	65歳以上	38	91	129
計	782	823	1,605	計	195	242	437

国崎町（世帯数 124）

畔蛸町 (世帯数 82)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	15	13	28	0～14歳	6	5	11
15～64歳	100	84	184	15～64歳	32	29	61
65歳以上	35	44	79	65歳以上	15	23	38
計	150	141	291	計	53	57	110

千賀町 (世帯数 33)

堅子町 (世帯数 30)

階層	男	女	計
0～14歳	4	2	6
15～64歳	18	18	36
65歳以上	12	20	32
計	34	40	74

**【鏡浦地区】**

鏡浦地区計 (世帯数 524)

階層	男	女	計
0～14歳	92	69	161
15～64歳	552	501	1,053
65歳以上	201	315	516
計	845	885	1,730

石鏡町 (世帯数 228)

浦村町 (世帯数 296)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	23	17	40	0～14歳	69	52	121
15～64歳	215	192	407	15～64歳	337	309	646
65歳以上	89	126	215	65歳以上	112	189	301
計	327	335	662	計	518	550	1,068

今浦 (浦村町) (世帯数 108)

本浦 (浦村町) (世帯数 188)

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	26	18	44	0～14歳	43	34	77
15～64歳	139	111	250	15～64歳	198	198	396
65歳以上	41	72	113	65歳以上	71	117	188
計	206	201	407	計	312	349	661

## 【離島地区】

離島地区計（世帯数 1,447）

階層	男	女	計
0～14歳	291	315	606
15～64歳	1,301	1,236	2,537
65歳以上	630	964	1,594
計	2,222	2,515	4,737

桃取町（世帯数 266）

答志町（世帯数 493）

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	49	54	103	0～14歳	131	156	287
15～64歳	237	225	462	15～64歳	573	562	1,135
65歳以上	130	182	312	65歳以上	226	343	569
計	416	461	877	計	930	1,061	1,991

答志（答志町）（世帯数 334）

和具（答志町）（世帯数 159）

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	97	116	213	0～14歳	34	40	74
15～64歳	409	410	819	15～64歳	164	152	316
65歳以上	154	236	390	65歳以上	72	107	179
計	660	762	1,422	計	270	299	569

菅島町（世帯数 217）

神島町（世帯数 198）

階層	男	女	計	階層	男	女	計
0～14歳	70	59	129	0～14歳	21	25	46
15～64歳	216	207	423	15～64歳	129	121	250
65歳以上	102	141	243	65歳以上	77	118	195
計	388	407	795	計	227	264	491

坂手町（世帯数 273）

階層	男	女	計
0～14歳	20	21	41
15～64歳	146	121	267
65歳以上	95	180	275
計	261	322	583

## 資料 - 6 鳥羽市昼間人口及び夜間人口の推移

年	国勢調査 人 口	昼間人口 (A)	夜間人口 (B)	流入人口 (D)	流出口 (E)	流入人口 - 流出口 (F) = (D)-(E)	昼間人口 指数	人口密度(人/k m <sup>2</sup> )	
								昼間	夜間
平成 2 年	27,320	28,669	27,306	4,348	2,985	1,363	1.05	265.9	253.2
平成 7 年	26,806	28,474	26,806	4,757	3,089	1,668	1.06	264.1	248.6
平成 12 年	24,945	26,189	24,938	4,328	3,077	1,251	1.05	242.8	231.2

## 資料 - 7 鳥羽市在住外国人数

(単位：人)

世帯	男	女	計
165	28	196	224

(平成 18 年 12 月末日現在)

## 国籍別外国人滞在者数

国 籍	外国人登録(人)
ブラジル	12
韓国又は朝鮮	19
中 国	145
フィリピン	11
タ イ	22
アメリカ	1
ベトナム	3
その他	11
合 計	224

## 資料 - 8 観光客数及び宿泊者数の推移

	観光客数 人	宿泊者数 人
平成元年	5,273,275	2,307,497
2	6,519,054	2,738,166
3	6,998,403	2,861,342
4	6,568,442	2,329,402
5	6,522,012	2,344,382
6	6,669,700	2,611,037
7	6,055,750	2,210,161
8	5,787,002	2,091,828
9	5,824,258	2,110,609
10	5,608,287	2,047,290
11	5,150,571	1,978,490
12	5,036,587	1,954,226
13	5,041,276	2,377,820
14	4,851,382	1,907,860
15	5,080,877	2,094,633
16	4,948,783	2,064,212
17	4,881,587	1,985,337

## 資料 - 9 離島交流人口数推計

## 離島交流人口数推計(平成17年3月～平成18年2月)

大人1対小人0.5 (単位:人)

地区	区分	春 H17.3月～5月			夏 6月～8月			秋 9月～11月			冬 12月～2月			合計		合計交流人口及び宿泊者数	
		乗船人員	交流率	交流人口	乗船人員	交流率	交流人口	乗船人員	交流率	交流人口	乗船人員	交流率	交流人口	乗船人員	交流人口	率	宿泊者
神島	定期船	9,962.5	0.5	4,981.3	10,799.0	0.5	5,399.5	8,870.5	0.5	4,435.3	6,845.0	0.5	3,422.5	36,477.0	18,238.5		
	その他		0.0	0.0		0.3	1,619.9		0.2	887.1		0.0	0.0	0.0	2,506.9		
	定期便	2,633.0	0.5	1,316.5	2,469.0	0.5	1,234.5	3,059.0	0.5	1,529.5	751.0	0.5	375.5	8,912.0	4,456.0		
	合計	12,595.5		6,297.8	13,268.0		8,253.9	11,929.5		6,851.8	7,596.0		3,798.0	45,389.0	25,201.4	0.8	20,161.1
答志	定期船	39,390.5	0.4	15,756.2	45,496.5	0.4	18,198.6	39,493.5	0.4	15,797.4	38,111.0	0.4	15,244.4	162,491.5	64,996.6		
	その他		1.2	18,907.4		1.5	27,297.9		1.2	18,956.9		1.2	18,293.3	0.0	83,455.5		
	合計	39,390.5		34,663.6	45,496.5		45,496.5	39,493.5		34,754.3	38,111.0		33,537.7	162,491.5	148,452.1	0.8	118,761.7
桃取	定期船	21,999.5	0.4	8,799.8	23,252.5	0.4	9,301.0	20,300.5	0.4	8,120.2	21,597.5	0.4	8,639.0	87,150.0	34,860.0		
	その他		0.05	440.0		0.05	465.1		0.05	406.0		0.05	432.0	0.0	1,743.0		
	合計	21,999.5		9,239.8	23,252.5		9,766.1	20,300.5		8,526.2	21,597.5		9,071.0	87,150.0	36,603.0	0.8	29,282.4
答志島+	定期船	61,390.0		24,556.0	68,749.0		27,499.6	59,794.0		23,917.6	59,708.5		23,883.4	249,641.5	99,856.6	0.8	79,885.3
	その他	0		19,347.4	0		27,763.0	0		19,362.9	0		18,725.2	0.0	85,198.5		
	合計	61,390.0		43,903.4	68,749.0		55,262.6	59,794.0		43,280.5	59,708.5		42,608.6	249,641.5	185,055.1	0.8	148,044.1
菅島	定期船	13,520.0	0.4	5,408.0	16,488.0	0.4	6,595.2	12,652.5	0.4	5,061.0	13,090.0	0.4	5,236.0	55,750.5	22,300.2		
	その他		1.1	5,948.8		1.5	9,892.8		1.1	5,567.1		1.1	5,759.6	0.0	27,168.3		
	合計	13,520.0		11,356.8	16,488.0		16,488.0	12,652.5		10,628.1	13,090.0		10,995.6	55,750.5	49,468.5	0.8	39,574.8
坂手	定期船	12,812.0	0.2	2,562.4	12,398.5	0.2	2,479.7	9,988.0	0.2	1,997.6	8,794.5	0.2	1,758.9	43,993.0	8,798.6		
	その他		0.5	1,281.2		0.8	1,983.8		0.5	998.8		0.5	879.5	0.0	5,143.2		
	合計	12,812.0		3,843.6	12,398.5		4,463.5	9,988.0		2,996.4	8,794.5		2,638.4	43,993.0	13,941.8	0.8	11,153.4
合計	定期船	97,684.5		37,507.7	108,434.5		41,974.0	91,305.0		35,411.5	88,438.0		34,300.8	385,862.0	149,193.9		
	その他	0.0		26,577.4	0.0		41,259.4	0.0		26,815.8	0.0		25,364.3	0.0	120,016.9		
	定期便	90,355.0		1,316.5	2,469.0		1,234.5	3,059.0		1,529.5	751.0		375.5	96,634.0	4,456.0		
	合計	188,039.5		65,401.6	110,903.5		84,467.9	94,364.0		63,756.8	89,189.0		60,040.6	482,496.0	273,666.8	0.8	218,933.4

\* 各島の定期船乗船人員数は、別添の「鳥羽市営定期船の乗船人員数表」に基づく。

神島の交流率 = 0.5 × 1

菅島の交流率 = 0.5 × 0.8

\* 神島の定期便の乗船人員は、別添の「神島 伊良湖間定期便乗船人員数表」に基づく。

答志の交流率 = 0.5 × 0.8

坂手の交流率 = 0.5 × 0.4

\* 交流人口等の算定根拠は、別添の「離島交流人口算定基準」に示す。

桃取の交流率 = 0.5 × 0.8

## 資料 - 10 観光交通量調査

年 月		総 数		観光バス		マイクロ		普通自動車		軽自動車		その他	
		台数	人数	台数	人数	台数	人数	台数	人数	台数	人数	台数	人数
平成 13 年	5 月	19,142	57,338	255	6,375	153	1,530	13,577	40,731	3,545	7,090	1,612	1,612
	10 月	16,807	50,271	195	4,875	223	2,230	12,052	36,156	2,673	5,346	1,664	1,664
14 年	5 月	21,072	62,929	271	6,775	216	2,160	14,747	44,241	3,955	7,910	1,843	1,843
	10 月	18,001	55,427	278	6,950	262	2,620	12,421	37,243	3,554	7,108	1,486	1,486
15 年	5 月	28,278	84,788	389	9,725	293	2,930	19,158	57,474	6,221	12,442	2,217	2,217
	10 月	28,525	84,851	428	10,700	293	2,930	18,694	56,082	6,029	12,058	3,081	3,081
16 年	5 月	25,232	75,606	289	7,225	344	3,440	16,996	50,988	6,350	12,700	1,253	1,253
	10 月	27,877	85,101	402	10,050	486	4,860	18,269	54,807	6,664	13,328	2,056	2,056
17 年	5 月	25,492	77,133	384	9,600	298	2,980	16,662	49,986	6,419	12,838	1,729	1,729
	10 月	28,393	87,525	471	11,775	480	4,800	18,491	55,473	6,526	13,052	2,425	2,425

## 資料 - 1 1 年次別観光客数調べ(交通機関)

区分 年別	JR 鳥羽駅	近鉄鳥羽駅	伊勢志摩 スカイライン (S39.10.20)	伊勢湾フェリー (S39.11.7)		名鉄海上観光船 高速船 (S58-)	観光バス、乗用車 その他	計
				伊良湖航路	師崎航路			
S63	136,107	1,240,004	806,561	449,487	55,494	27,897	2,385,482	5,101,032
H元	144,834	1,212,282	794,323	482,829	59,633	30,534	2,548,840	5,273,275
2	139,987	1,527,765	838,753	535,658	70,619	37,237	3,369,035	6,519,054
3	149,477	1,585,783	882,300	573,592	76,620	43,006	3,687,625	6,998,403
4	142,743	1,534,639	877,767	546,343	80,568	35,541	3,350,841	6,568,442
5	151,822	1,457,633	934,819	543,878	80,737	34,484	3,318,639	6,522,012
6	152,130	1,314,455	735,477	600,049	91,047	27,477	3,749,065	6,669,700
7	109,353	1,149,720	513,516	465,630	77,769	26,448	3,713,314	6,055,750
8	111,544	1,095,814	476,144	448,689	74,418	21,786	3,558,607	5,787,002
9	127,715	1,027,967	459,158	433,187	70,827	17,004	3,688,400	5,824,258
10	101,798	957,863	406,453	375,544	60,489	19,772	3,686,368	5,608,287
11	107,142	881,304	377,316	392,387	60,155	10,964	3,321,303	5,150,571
12	112,626	825,292	329,809	387,407	61,624	2,815	3,317,014	5,036,587
13	96,298	786,494	324,144	326,288	58,357	-	3,449,695	5,041,276
14	92,996	829,549	291,513	296,955	56,179	-	3,284,190	4,851,382
15	94,438	932,083	277,546	288,756	48,883	-	3,439,171	5,080,877
16	92,099	931,229	269,243	271,094	45,819	-	3,339,299	4,948,783
17	134,861	889,700	280,485	235,910	66,667	-	3,273,964	4,881,587

注：名鉄海上観光船は平成13年から営業を中止

注：JR 鳥羽駅は平成15年より年度単位の乗車のみが公表される形に変更されたことから平成16年度の乗車人数に過去5年間乗車・降車の平均比率を乗じて算出した推計数値を掲載。

## 資料 - 1 2 国民保護法に基づく避難施設一覧

避難地区名	名称	種別	郵便番号	町丁目名・番(番地)・号	電話
鳥羽地区	小浜小学校	学舎	517-0015	小浜町 97 番地	25 - 2457
	小浜小学校	グラウンド	517-0015	小浜町 97 番地	25 - 2457
	鳥羽小学校	学舎	517-0011	鳥羽三丁目 1 番 61 号	25 - 2120
	鳥羽小学校	グラウンド	517-0011	鳥羽三丁目 1 番 61 号	25 - 2120
	鳥羽市民文化会館	集会	517-0011	鳥羽三丁目 8 番 3 号	25 - 1220
大明東・西・安楽島地区	安楽島小学校	学舎	517-0021	安楽島町 442 の 1 番地	25 - 2600
	安楽島小学校	グラウンド	517-0021	安楽島町 442 の 1 番地	25 - 2600
	安楽島小学校	体育館	517-0021	安楽島町 442 の 1 番地	25 - 2600
	鳥羽東中学校	学舎	517-0021	安楽島町 1451 番地 19	26 - 5001
	鳥羽東中学校	グラウンド	517-0021	安楽島町 1451 番地 19	26 - 5001
	鳥羽東中学校	体育館	517-0021	安楽島町 1451 番地 19	26 - 5001
	鳥羽高等学校	学舎	517-0021	安楽島 1459 番地	25 - 2068
	鳥羽高等学校	グラウンド	517-0021	安楽島 1459 番地	25 - 2068
加茂地区	加茂小学校	学舎	517-0041	岩倉町 10 番地	25 - 2919
	加茂小学校	グラウンド	517-0041	岩倉町 10 番地	25 - 2919
	加茂小学校	体育館	517-0041	岩倉町 10 番地	25 - 2919
	加茂中学校	学舎	517-0041	岩倉町 105 番地	25 - 2904
	加茂中学校	グラウンド	517-0041	岩倉町 105 番地	25 - 2904
	加茂中学校	体育館	517-0041	岩倉町 105 番地	25 - 2904
鏡浦地区	鏡浦小学校	学舎	517-0025	浦村町 1751 番地 4	32 - 5070
	鏡浦小学校	グラウンド	517-0025	浦村町 1751 番地 4	32 - 5070
	鏡浦小学校	体育館	517-0025	浦村町 1751 番地 4	32 - 5070
	鏡浦中学校体育館	体育館	517-0025	浦村町 1744 番地	32 - 5260
	鏡浦中学校	グラウンド	517-0025	浦村町 1744 番地	32 - 5260
長岡地区	弘道小学校	学舎	517-0032	相差町 1014 番地	33 - 6016
	弘道小学校	グラウンド	517-0032	相差町 1014 番地	33 - 6016
	弘道小学校	体育館	517-0032	相差町 1014 番地	33 - 6016
	国崎小学校	学舎	517-0031	国崎町 1302 番地	33 - 6044
	国崎小学校	グラウンド	517-0031	国崎町 1302 番地	33 - 6044
	長岡中学校	学舎	517-0032	相差町 1909 番地	33 - 6024
	長岡中学校	グラウンド	517-0032	相差町 1909 番地	33 - 6024
	長岡中学校	体育館	517-0032	相差町 1909 番地	33 - 6024
菅島地区	菅島小学校	学舎	517-0004	菅島町 1 番地の 2	34 - 2011
	菅島小学校	グラウンド	517-0004	菅島町 1 番地の 2	34 - 2011
	菅島コミュニティアリーナ	体育館	517-0004	菅島町 1 番地の 2	
桃取地区	桃取小学校	学舎	517-0003	桃取町 21 番地	37 - 3009
	桃取小学校	グラウンド	517-0003	桃取町 21 番地	37 - 3009
	桃取小学校	体育館	517-0003	桃取町 21 番地	37 - 3009
答志地区	答志小学校	学舎	517-0002	答志町 941 番地の 1	37 - 2032
	答志小学校	グラウンド	517-0002	答志町 941 番地の 1	37 - 2032
	答志中学校	学舎	517-0002	答志町 2220 番地の 5	37 - 2033
	答志中学校	グラウンド	517-0002	答志町 2220 番地の 5	37 - 2033
	答志中学校	体育館	517-0002	答志町 2220 番地の 5	37 - 2033
坂手地区	坂手小学校	学舎	517-0005	坂手町 938 番地	25 - 3304
	坂手小学校	グラウンド	517-0005	坂手町 938 番地	25 - 3304
	坂手小学校	体育館	517-0005	坂手町 938 番地	25 - 3304
神島地区	神島小学校	学舎	517-0001	神島町 505 番地の 3	38 - 2013
	神島中学校	学舎	517-0001	神島町 505 番地の 2	38 - 2009
	神島中学校	グラウンド	517-0001	神島町 505 番地の 2	38 - 2009
	神島中学校	体育館	517-0001	神島町 505 番地の 2	38 - 2009
	神島開発総合センター	集会	517-0001	神島町 113 番地	38 - 2004

## 資料 - 13 要援護施設（病床数）

施設名	所在地	連絡先		施設種別 (入所)	病床数 (入所定員)
		電話番号	FAX 番号		
老人保健施設 鳥羽豊和苑	鳥羽市安楽島町字 腰掛 1045-77	0599-26-7711	0599-26-7733	介護施設	100
特別養護老人ホ ーム 鳥羽陽光苑	鳥羽市岩倉町 609	0599-25-7640	0599-25-7641	介護施設	80
グループホーム ひまわり	鳥羽市安楽島町 1439-4	0599-26-7877	0599-26-7877	福祉施設	9
グループホーム あらしま	鳥羽市安楽島町字 高山 1075-29	0599-26-7200	0599-26-7500	福祉施設	18

## 資料 - 1 4 大規模集客施設

施設名	所在地	連絡先		構造	規模	敷地面積 m <sup>2</sup>	延べ床面積 m <sup>2</sup>	利用者数 (人/日)	
		電話番号	F A X 番号					平日	休日
調整中									

## 資料 - 1 5 市保有定期船

(主要要目表)

	1	2	3	4	5	6	7	備 考
船 名	第十七鳥羽丸	第二十二鳥羽丸	第二十三鳥羽丸	第二十五鳥羽丸	第二十六鳥羽丸	第二十七鳥羽丸	第二十八鳥羽丸	
係留場所	中之郷	菅島	神島	答志	中之郷	中之郷	桃取	
航海区域	平水	平水	平水	平水	平水	平水	平水	
総トン数 (トン)	66.08	87.98	51.00	65.00	56.00	74.00	64.00	
全 長 (m)	19.94	22.22	20.81	23.02	21.29	24.60	22.28	
全 幅 (m)	4.80	5.20	5.00	5.60	5.18	5.98	5.40	
喫 水 (m)	2.07	2.15	2.13	2.18	2.32	2.35	2.28	
主機関の種類	ディーゼル発動機	ディーゼル発動機	ディーゼル発動機	ディーゼル発動機	ディーゼル発動機	ディーゼル発動機	ディーゼル発動機	
連続最大出力 (kw)	294	456	478	730	456	456×2	537	
航海速力 (ノット)	12.58	13.30	14.74	14.11	14.48	17.50	13.50	
旅客定員 (名)	200	284	220	330	255	250	260	1,799
積載可能車両数 (台)	0	0	0	0	0	0	0	
進水年月	昭和 51 年 2 月	昭和 57 年 10 月	昭和 58 年 11 月	昭和 60 年 3 月	平成 2 年 4 月	平成 9 年 2 月	平成 13 年 2 月	
主な航路の起点		菅島	神島	答志	中之郷	中之郷	桃取	
主な航路の終点		菅島	神島	答志	坂手	答志	桃取	17 鳥羽丸予備船

喫水：水面から船底(keel)までの深さ

深さ：上甲板から船底(keel)までの深さ

## 資料 - 1 6 備蓄等物質

種類	種別 品名	食料					飲料水 (リットル)	ローソク (本)	懐中電灯 (個)	毛布 (枚)	テント (張)	テント (人)	担架 (台)	トイレ (個)	防災資機材		被服 (枚)	医薬品 (セット)
		乾パン (食)	インスタント 麺類 (個)	米 (kg)	缶詰(缶)										浄水装置 (個)	発電機 (個)		
					主食	副食												
実備蓄 数量		2,185	0	121	424	0	0	82	2,790	11	0	2	0	0	54	0	7	

## 資料 - 17 臨時着陸場（ヘリポート）

		臨時離着陸場の名称	管理者(電話番号)	広さ(m <sup>2</sup> )
答志島	桃取地区	桃取小学校グラウンド	学校長(0599-37-3009)	80 × 40
	答志地区	答志小学校グラウンド	学校長(0599-37-2032)	78 × 40
神島		神島中学校グラウンド	学校長(0599-38-2009)	89 × 64
		漁具保管修理施設用地 (漁具干場)	伊勢農林水産商工環境事務所 水産室(水産基盤整備課) (0596-27-5192)	80 × 50
坂手島		坂手小学校グラウンド	学校長(0599-25-3304)	49 × 44
菅島		菅島小学校グラウンド	学校長(0599-34-2011)	69 × 29

# 鳥羽市危機対策本部マニュアル

総務課

## 目次

第1 目的	1
第2 記述の範囲	1
第3 市職員の基本姿勢	1
1 人命が最優先	1
2 管理職のリーダーシップと冷静な対応	1
3 危機を危機と認識できる感性をもつ	1
4 先手先手の対処	1
5 情報管理意識と大局的な判断	1
第4 初期対応	2
1 事態に直面した市職員の対応	2
2 所属長又は現場責任者の情報連絡	2
3 不測の事態の主管課の態勢と任務	3
4 事態発生直後における情報の市長への報告基準	4
第5 危機管理連絡会議	4
1 招集	4
2 役割	4
3 構成員	4
第6 市危機対策本部	5
1 市危機対策本部の設置	5
2 市危機対策本部の役割	5
3 市危機対策本部の組織態勢	5
4 現地への職員派遣・現地対策本部の設置	7
第7 国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部、災害対策本部への移行	7
1 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合	7
2 災害対策基本法の災害に該当すると市長が判断した場合	7
第8 緊急態勢レベルに応じた危機対応組織の移行の流れ	8
第9 危機広報	9
1 危機広報の目的	9
2 危機広報の心得	9
3 危機広報の手段	10
4 報道機関を活用した危機広報の手順概要	10
別紙1「不測事態情報連絡票」	12
別紙2「報道発表文ひな型」	13
別紙3「取材記録シート」	14

## 第1 目的

この鳥羽市危機対策本部マニュアルは、鳥羽市国民保護計画や鳥羽市地域防災計画を前提として、危機管理に係わる各種法令、計画等に基づき、市職員が、不測の事態発生時に対応しなければならない必要最小限の初期の対応行動を示すことを目的とする。

## 第2 記述の範囲

この鳥羽市危機対策本部マニュアルは、不測の事態が発生した時点から、市における対策本部態勢（国民保護対策本部や災害対策本部等）が整うまでの行動を記述範囲とする。

## 第3 市職員の基本姿勢

不測の事態の状況を的確に認識し、迅速に対応することにより被害を最小限に抑制することが重要である。また、危機が発生すると平常時以上に社会から注目を集めるとともに、その事態に市がどう対応したかが問われる。市職員は、こうした事態に適切に対処するため、以下に掲げる不測の事態対処に必要な基本姿勢を身につけ、平素から習熟することに努める。

### 1 人命が最優先

発生事態により被災者が存在する場合は、人命の安全確保を最優先した意思決定と具体的かつ適切な行動対応をとる。

### 2 管理職のリーダーシップと冷静な対応

不測の事態発生現場の地域又は事務・事業分野を所管する管理職は、強いリーダーシップをもって、事態の状況を即時に判断し、所属職員に「不測の事態対処を行う。」ことを明確に伝え、役割分担についての的確な指示を行う。

所属職員からの情報連絡・報告が円滑に行えるよう自らの所在を常に明らかにしておく。

### 3 危機を危機と認識できる感性をもつ

危機の兆候段階や発生直後において「危機を危機と認識できる感性」を働かせ、一刻も早い初動態勢をとることが危機管理を成功に導く。このため、市職員は、その感性を磨くために、日ごろから様々な危機事案を学び、また危機を予測する訓練を積む。

### 4 先手先手の対処

不測の事態は、予期しない状況が次から次へと発生し、混乱状態から後手後手の受身対応に陥りやすい。市職員は、危機対処に当たって「疑わしきは行動する。」「見逃しはしない。」という能動的な姿勢を持つとともに、状況の変化を先読みして先手先手を打ち、困難を積極的に切り開いていく態度で臨む。

### 5 情報管理意識と大局的な判断

不測の事態に関する情報は、断片的にしかもたらされないことから、市職員は、情報管理を不測の事態対処の最重要な活動の一つであると認識し、必要な情報要求と収集を行っていく。

管理職は、危機に関する情報を単に事実関係や被害情報を整理するだけでなく、収集情

報を読み取り、状況判断に資する知恵と危機を乗り切るための方策の創出にあることを十分理解し、どのような不測の事態対処措置とすべきか、求められる対処課題に対し、大局的な状況判断と対応策の決定をしていく。

管理職は、兆候段階、発生直後や危機対処の局面ごとの違いを理解した情報管理意識をもたなければならない。

兆候段階や発生直後の局面

生じた事態を把握し、先々で危機に発展するか否かを予測するとともに、必要な対処準備をするための情報管理

危機対処の局面

被害の最小化や被害者支援のために、対処行動を起こすタイミングや対処措置の規模・程度について状況判断し、また対処行動の成果を確認しつつ実効性をあげていくための情報管理

#### 第4 初期対応

##### 1 事態に直面した市職員の対応

###### (1) 第一報

事態に直面し覚知した市職員又は市民等から通報を受けた市職員は、以下の手順で初期対応を行う。

所属長に、勤務時間外・休日を問わず、直ちに連絡する。

勤務時間外・休日、部署、いずれの上司にも連絡がつかない場合は、総務課又は当直に直ちに連絡する。

必要により110番又は119番通報をする。(原則は所属長が通報する。)

###### (2) 災害情報の継続収集・連絡

市職員は、事態発生現場に居合せる場合、自己の身の安全を確保し、第一報後も出来る限りの情報を収集し、把握の都度、続報として連絡する。

###### (3) 応急措置活動への協力

市職員は、被害者、傷病者がある場合、自己の能力の範囲内で救助等の応急措置活動に協力する。

##### 2 所属長又は現場責任者の情報連絡

###### (1) 総務課への第一報連絡

第一報を受けた所属長又は職員は、直ちに総務課に電話又は口頭等で情報連絡をするとともに、原則として「不測事態情報連絡票」(別紙1)を使用して文書報告する。

ファックス又は電子メールによって情報連絡を行った場合は、送信後に直ちに電話により送信した旨を伝え、確認する。

緊急時は、迅速に初動態勢を確立することが極めて重要であることから、断片的な情

報であっても速やかに第一報する。

当該情報が緊急事態に該当するか判断に迷った場合は、とりあえず第一報する。

## (2) 連絡すべき情報

第一報の際に5W1Hの全てが把握できず、断片的な情報を報告した場合、続報をする場合などに、連絡すべき情報の基本項目は次のとおりである。

何が起こったか？	事態の概要や経緯
いつ、どこで起こったか？	発生日時と場所
どうなったか？	被害状況（人的・物的被害）
これまで、どう対応したか？	緊急対応、応急措置
今後、どうなりそうか？	事態の進展、被害の拡大予測

## 3 不測の事態の主管課の態勢と任務

### (1) 主管課

不測の事態が発生した場合、その発生場所や「課の所掌事務」の範囲において主体的・能動的に緊急対応すべき担当課が特定されることとなるが、事態覚知又は発生直後に初動対応する担当課を総務課とする。

### (2) 不測の事態対応態勢の確立

各課は、不測の事態が発生した場合、原則として課長が危機管理者となり不測の事態対応の態勢を敷く。

総務課は、不測の事態対応の態勢として、関係所管課など必要な担当役割を明確にする。

### (3) 総務課の主な任務

被害情報の第一報以降、情報の収集・整理・一元管理を行う。

必要により事態発生現場に職員を派遣し、状況確認及び応急措置支援を行う。

勤務時間外・休日も含め、職員に情報連絡、情報収集を円滑に行う体制を整える。

庁内組織への情報連絡窓口を担うとともに、必要に応じ、庁内関係所管との連絡・調整を行い、最新状況を把握する。

事態の事実関係や対応状況などについて、市長、助役に報告する。

必要により、関係機関（自衛隊、海上保安部、県、警察署、消防署など）と連絡・情報交換を行い、密接な連携・調整を行う。

市議会事務局に情報を提供する。

事態の事実関係・対外発言の留意事項などについて、市職員に連絡・周知し、情報の共有化を図る。

対策を立案して、必要な緊急対応を講じる。

事態発生現場への後方支援を行う。

報道機関への情報発信については、広報担当と協議する。  
市民からの問い合わせ対応を行う。

#### 4 事態発生直後における情報の市長への報告基準

総務課は、事態発生直後、直ちに市長に報告する。

##### 【危機が懸念される事案の市長への報告基準】(参考)

緊急性が高く、市長等に第一報として報告する必要があると考えられるもの  
被害拡大のおそれがあり、市民への周知が必要と考えられるもの  
事態発生について、市の過失などが疑われるもの  
複数の市民の生命・身体・財産等への被害が懸念される事案で、警察や消防等への通報があったもの  
報道機関が関与しているもの  
社会的影響が大きいと推測され、市から報道機関への情報提供が必要と考えられるもの

#### 第5 危機管理連絡会議

##### 1 招集

不測の事態に対し、庁内の関係所管で情報の一元的な共有、今後の対応策の検討等が必要な場合は、総務課が危機管理連絡会議を招集する。

##### 2 役割

不測の事態に対する対応策の協議、関係所管の調整及び危機対策本部の設置の必要性に関する協議の実施  
不測の事態発生後の被害等に対する庁内での情報の一元的な共有及び今後の対応策の協議の実施  
不測の事態対処に関して、その他の必要な事項の協議の実施

##### 3 構成員

総務課、その他関係各課の職員

#### 第6 市危機対策本部

##### 1 市危機対策本部の設置

##### (1) 設置の判断基準

現場からの情報により、不測の事態を把握し、市での対応が必要な場合は、市危機対策本部を設置し、対応方針を決定し、緊急対処を速やかに実施する。

## (2) 設置

市長自らが判断した場合、市危機対策本部を設置する。

設置要請により市長が指示した場合、市危機対策本部を設置する。

危機管理連絡会議での協議の結果、設置が必要と判断した場合、市長に設置を要請する。

## 2 市危機対策本部の役割

状況判断及び対応方針や対処内容の決定に関すること。

情報の整理、分析及び対応策（案）の検討に関すること。

緊急対応の役割分担の決定・実行指示に関すること。

不測の事態対処、支援の職員招集・配備の指示に関すること。

市としての一元的な情報発信（被害状況、統一見解など）に関すること。

国、県、関係機関への連絡調整・応援要請に関すること。

事態への対応の記録、保存等に関すること。

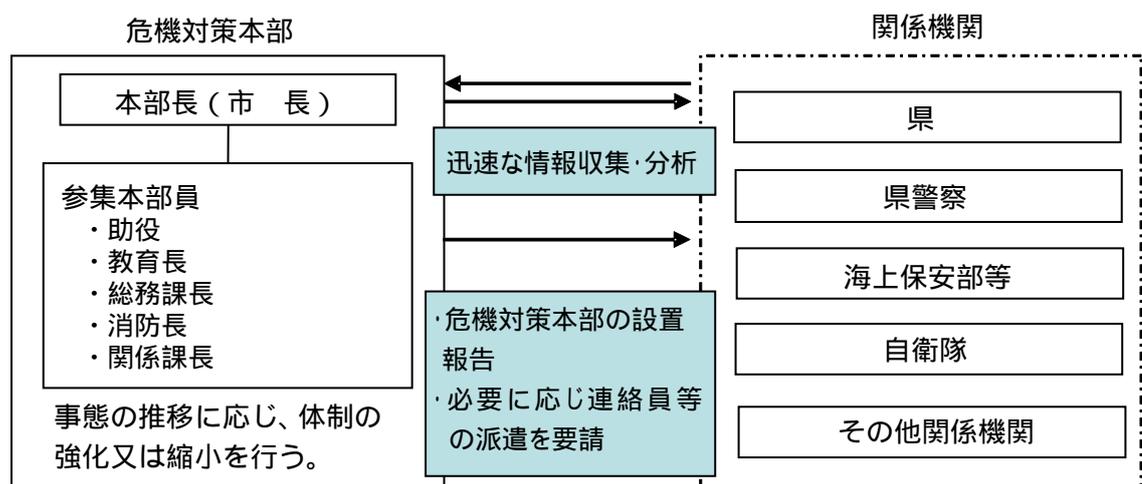
その他、被害最小化のために必要な措置の指示に関すること。

## 3 市危機対策本部の組織態勢

## (1) 市危機対策本部の構成

原則として、市民に被害を及ぼしている災害事象を勘案して、市国民保護対策本部又は市災害対策本部体制に準じて構成する。

図表1 市危機対策本部の構成



## (2) 本部事務局の庶務

市危機対策本部の庶務は、総務課が行う。

## (3) 本部の編成

本部長は、市危機対策本部の運営を円滑に行うために、図表2を参考に、事態の把握のため危機対策本部を編成する。

図表2 市危機対策本部編成の例

名称	事務分掌
総務班	本部室の設置・解散 本部室の必要機材の調達・設置 本部構成員等の招集・連絡 本部会議の資料作成、記録、保管 本部員及び緊急対応にあたる職員の服務、安全・福利厚生 情報の収集・伝達 国、県、関係機関、周辺自治体との連絡・調整 事態進展、対応状況の把握 事態・対応状況の分析 状況の揭示 事態対応策、行動計画の立案 事態対応策実施の調整 事態対応に係る関連文書の整理・保管 行動計画、通知等の文書化 報道資料作成 報道機関対応、緊急記者会見運営 市民、民間企業、関係団体等からの問合せ対応

なお、発生した被害の特性、大きさに応じて必要な場合、国民保護対策本部及び災害対策本部における各部班の所掌事務を準用する。

#### 4 現地への職員派遣・現地対策本部の設置

本部長は、市内で不測の事態が発生した場合、市職員等の要請もしくは本部長自らの判断により、現地調整にあたる者を派遣し、又は必要により現地対策本部を設置し、以下の役割を担わせる。

被災情報の収集・伝達 対策本部との連絡・調整又は必要な要請 現地で市職員が行う緊急対応 事態発生初期など現地で報道機関対応を余儀なくされる局面での指揮・統制 関係機関との連絡・調整 関係機関が行う緊急対応に対する可能な協力 対策本部が指示する事項への対応
---

#### 第7 国民保護対策本部又は緊急処理事態対策本部、災害対策本部への移行

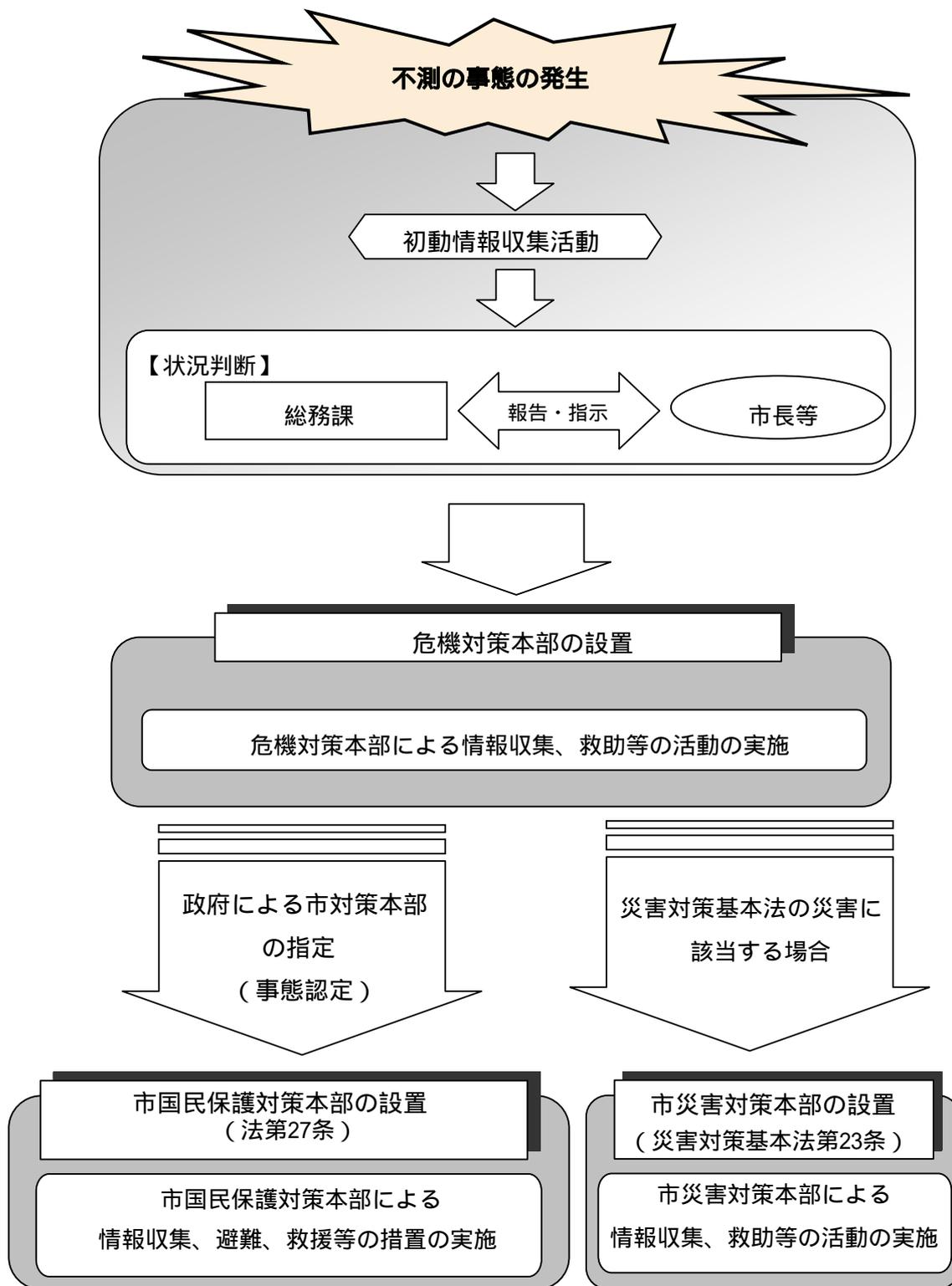
##### 1 国から市対策本部を設置すべき通知があった場合

市危機対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市国民保護対策本部又は市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合、市危機対策本部から直ちに市国民保護対策本部又は市緊急処理事態対策本部を設置する。

2 災害対策基本法の災害に該当すると市長が判断した場合

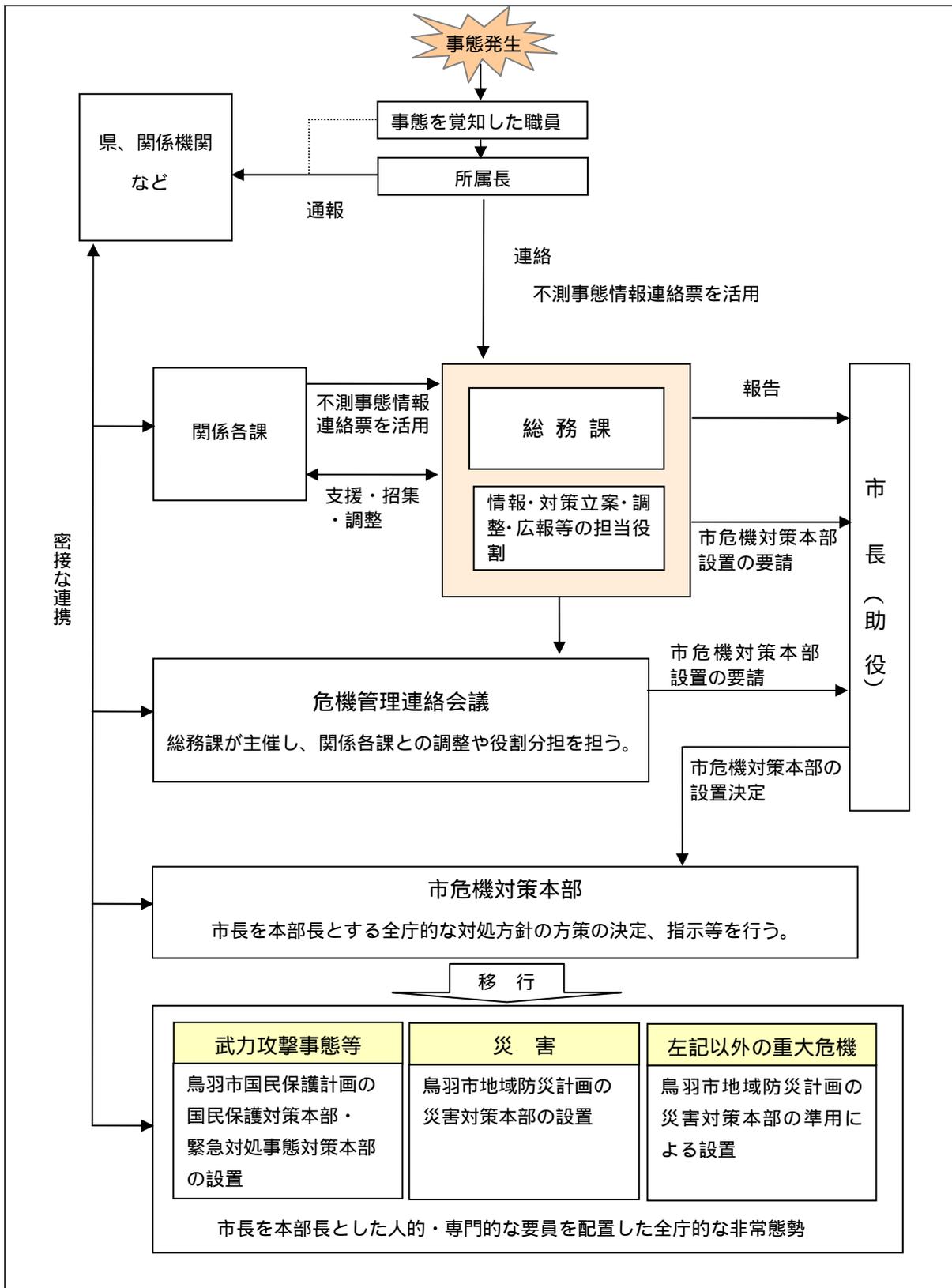
市危機対策本部を設置した後に災害対策基本法の災害に該当すると市長が判断した場合、市危機対策本部から鳥羽市地域防災計画で定める災害対策本部を設置する。

図表3 危機発生時のフローチャート



第8 緊急態勢レベルに応じた危機対応組織の移行の流れ

図表4 緊急態勢レベルに応じた危機対応組織の移行の流れ



## 第9 危機広報

### 1 危機広報の目的

発生した不測の事態の事実関係、市の緊急対処の状況、今後の見通しなどについて、速やかな危機広報を行うことで、以下の目的を果たす。

市民・関係者の応急対応に資する。  
 被害拡大・二次被害への市民の不安感解消を図る。  
 当該事態に対して市が適正に対処していることを示す。  
 市の管理責任や社会的責任が問われる事態に対して説明責任を果たす。

### 2 危機広報の心得

#### (1) 即時対応

危機広報の目的を果たすために可能な限り迅速な広報を行う。特に、市の責任が問われるケースでは、すぐに実行することが最大の誠意を示すことになる。

報道発表では、記者対し、協力姿勢で臨むことが、危機広報の成功につながる。

#### (2) 積極的な情報開示

市側の「落ち度」が懸念されるケースでは、その時点で分かっている事実関係や市の統一見解を積極的に発信することで説明責任を果たす。曖昧な説明は、報道機関から疑惑の念をもたれ告発型報道につながるので注意を要する。

「説明しにくい、又は説明しても納得が得がたい事柄」が含まれる場合でも、誠意をもって公表する。逆に、スクープされ事後説明を余儀なくされたケースでは、市民には、それらが弁明・言い訳と映る。

#### (3) 取材協力

報道機関の取材が円滑に行えるよう、誠意をもって協力的に対応する。

#### (4) 特に留意を要する事項

周知を目的とした広報の場合、高齢者、障害者、外国人などの災害時要援護者には周知の困難性を伴うため、この点に配慮した危機広報を行う。

当該事態による被災者等の氏名の公表については、プライバシー保護や人権に十分配慮する。なお、亡くなられた被災者の氏名は、その家族の同意のもと関係者の甲問に資するため公表する場合がある。

被害者等にかかわる個人情報、個人情報保護法の観点から原則として公表しない。

(Aさん、 歳、性別というような表現を使う。)

当該事態に事件性があると考えられる場合の危機広報は、原則として警察発表に委ねる。なお、報道機関等から市側の発表を求められるケースでは、警察の捜査活動に支障が及ぶことのないよう警察と協議したうえで行う。

### 3 危機広報の手段

#### (1) 報道機関の活用

報道機関を活用した危機広報には、緊急記者会見、報道資料提供など「積極的な報道発表」と、記者の取材や電話問い合わせなど「受身的な報道発表」がある。

市危機対策本部は、広報担当との協議のもと、迅速かつ広範な市民周知が可能である「積極的な報道発表」を広報手段として務めて活用する。

#### (2) 市のホームページの活用

ホームページは、最も早く多くの市民に情報発信でき、また市が主体的に提供の時期を選択できるため、有効な手段として活用する。

報道発表した資料については、広報担当と協議のうえ必要に応じてホームページに掲載する。

### 4 報道機関を活用した危機広報の手順概要

#### (1) 事態発生から報道発表準備

市危機対策本部、国民保護対策本部、緊急対処事態対策本部及び災害対策本部(以下、「市危機対策本部等」という。)は、以下の報道発表準備を行う。

市危機対策本部等は、第一報以降、逐次、広報担当に連絡を入れる。

市危機対策本部等は、広報担当と協議のうえ、事態の現状の共通認識のもと報道発表するかどうかを決定する。

市危機対策本部等は、当面の報道機関対応について広報担当と協議して決定する。

(原則として、報道機関への対応窓口は、広報担当に一本化する。)

市危機対策本部等は、広報担当の協力を得て報道発表の関係資料を作成する。

「報道発表文ひな型」(別紙2)を参照

#### (2) 報道発表の実施

広報担当は主管課と連携して、その時点で確認できた情報を報道機関に発表し、以降も集約情報を随時発表していく。

広報担当は、次の点を考慮して報道機関への発表方法及び発表者等を決定する。

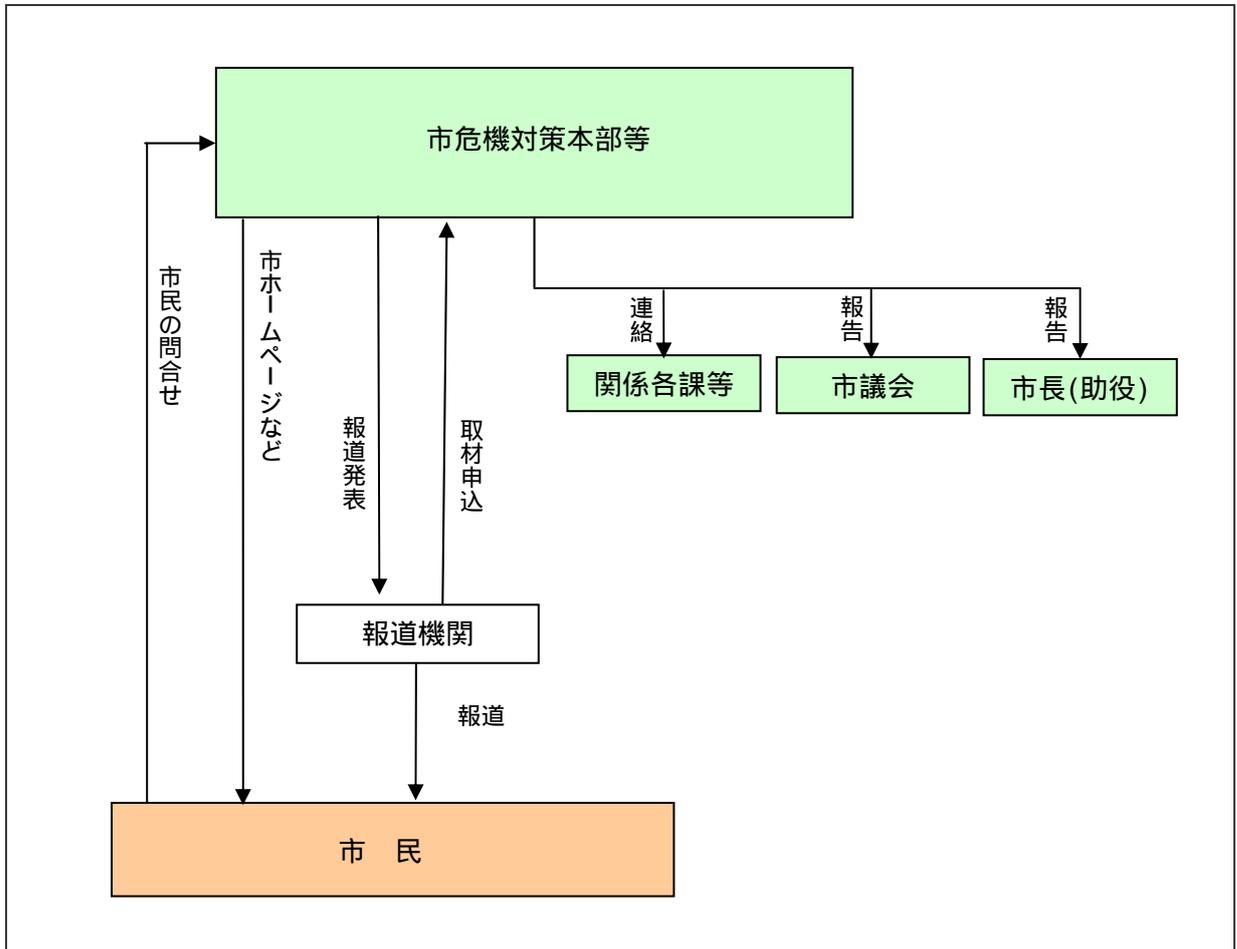
記者取材は、面談を原則とする。電話取材は、相手が確認しにくく、また真意が伝わりにくいいため極力避ける。

記者取材を受けた者は、「取材記録シート」(別紙3)を使用して、広報担当又は危機対策本部に報告する。

#### (3) 緊急記者会見の開催

緊急記者会見は、効率的かつ効果的な報道発表であるとともに、発信情報のバラツキを解消することができるため、開催を決めたら速やかに行う。

図表5 不測の事態の情報発信の流れの概念図



年 月 日

## 不測事態情報連絡票

あて

所管課

発生日時	平成 年 月 日 時 分頃 (時間は24時間表示)		
発生事態			
発生場所			
発生状況			
対応状況	対応職員所属・職・氏名		
他の課室 関係機関等との 連携状況			
情報提供 実施状況			
事後状況			
特記事項			
報告者(危機管理担当者)氏名		連絡先	

平成 年 月 日 時現在

鳥羽市

報道発表資料

**タイトル** (例：\*\*\*で発生した\*\*事件・事故・災害) について

**【リード文】** 必要により記載

**1 発生日時** 年 月 日 ( ) 時 分

**2 発生場所** 必要により地図，現場図面等を添付する

**3 事態の内容**

危機事案の具体的な内容

被害の状況 (人的被害・物的被害)

応急措置，対応状況の状況

避難の状況

原因 (不明の場合は推測では記載しない) など

何が起きたか。5W1H に忠実に，また時系列的に記載

事態を説明するために必要な資料は，できるだけ提供する。

**4 事態に対する市の統一見解**

事態が，市の管理下の事件・事故，不祥事等の場合は記載

**5 今後の対応**

市がとるべき措置 (被害拡大防止措置，原因調査，再発防止，処分など)

市民への応急対応の呼びかけ，注意喚起など

**お問い合わせ**

所属名・担当者名・連絡先

